

## いば旅あんしん割 事業交付要領

### (趣旨)

- 第1条 茨城県は、新型コロナウイルスの感染拡大により観光産業が厳しい状況に追い込まれている中、需要回復に向けてコロナ禍での新たな旅行スタイルの創出を目指して「いば旅あんしん割」事業を制定した。観光庁の地域観光事業支援の補助事業を活用して、予算の範囲内で宿泊代金等の割引を支援することで、観光需要の喚起を図る事業とする。
- 2 前項の支援金交付に係る事務は、茨城県から支援事業を委託された「いば旅あんしん割」事業事務局（以下「事務局」という。）が行うこととする。

### (交付の対象)

- 第2条 交付の対象となる事業は茨城県が必要と認めた新型コロナウイルス感染症検査の受診により陰性だった者に対して、茨城県内に宿泊する宿泊・旅行商品について、その料金を割引いて販売を行う事業（以下「いば旅あんしん割」という。）とし、その割引額を支援金の交付対象とする。
- 2 交付の対象となる宿泊事業者および旅行者（以下「事業者」という。）は、当事業であることを明らかにするため、本来の旅行代金及び宿泊料金（以下「旅行・宿泊代金」という。）及び支援を受けた後の販売額と併せ、割引額を明示するものとする。
- 3 事業者は次に掲げる者のうち県と事務局が協議の上選定した者で国内金融機関口座を持つ者に限る。
- (1) 宿泊事業者

以下の条件を満たすものとする。

1. 茨城県内で事業を営むもので、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業を行う者を除く。
2. 申込受付時またはチェックイン時に、ワクチン接種または陰性証明及び身分証等を確認できる仕組みがあるもの。（コピーは預かる必要はありません。目視のみの確認で可）
3. 「いばらきアマビエちゃん」に登録していること（宿泊事業者のみ、旅行事業者は不要）
4. 感染が拡大した場合に本事業を停止することに同意できること。

### (2) 旅行者

以下の条件にすべて該当するものとする。

1. 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく旅行業の登録を受けており、茨城県内または隣接県に営業所を置く旅行者。
  2. 申込受付時、または旅行実施時に、ワクチン接種または陰性証明及び身分証等を確認できる仕組みがあるもの。（コピーは預かる必要はありません。目視のみの確認で可）
  3. 感染が拡大した場合に本事業を停止することに同意できること。
- 4 支援の対象となる商品は、宿泊利用者が宿泊事業者に直接申し込み・支払精算を行ったものに加えて、国内募集型企画旅行商品、国内受注型企画旅行商品、国内手配旅行商品、その他を扱う事業者を支援金の対象とする。海外で旅行業を営む法人等が作成する旅行商品は対象とならない。また、交付決定を受けた日から知事が別に定める日までに宿泊を行うものとする。
- 5 対象地域は茨城県内の宿泊や旅行を目的とするものに限る

6 次の各号のいずれかに該当するものは支援事業の対象から除く。

- (1) 国、茨城県が事業参加者の宿泊費等の直接経費の全部または一部を負担して実施するもの（例：招待旅行、研修旅行など）や既に自治体からの助成等を受けて販売しているもの
- (2) 旅行催行の実現性が低いと事務局が判断するもの及び県・事務局が不相当と認めるもの（支援金の額）

第3条 支援金の額は、次の表に定めるとおりとする。 ※支援額が基本料金を超えない範囲とする

日帰りまたは宿泊旅行（※） 1人（1泊）当たり（税込）	割引支援	クーポン券付与
10,000円以上	5,000円	1,000円券×2枚
6,000円以上10,000円未満	3,000円	1,000円券×2枚
3,500円以上6,000円未満	1,500円	1,000円券×2枚
3,000円以上3,500円未満	1,500円	1,000円券×1枚

（備考）

- ・1旅行につき2泊までを支援金の上限とする。
- ・受付時または実施時（チェックイン時）に新型コロナウイルス感染症の抗原定量検査またはPCR検査を受診し、検体採取日を含めて4日以内（抗原定性検査は2日以内）の証明書またはそれに類するものを事業者で目視確認すること。（事務局に提出の必要はありません）
- ・茨城県または茨城県が認めた都道府県民であることを証明する身分証等の提示を求め、確認すること。
- ・宿泊に食事が付随する場合は、宿泊料に食事も含める。
- ・2泊以上の連泊商品における「割引前の旅行・宿泊代金」の適用については、当該割引前の販売額を宿泊数で除して、1人1泊当たりの割引前の旅行・宿泊代金を算出し、これを適用する。
- ・宿泊商品における「割引前の旅行・宿泊代金」の適用において、1人当たりの室料を定めずに1室当たりの室料のみが定められている場合は、当該室料を宿泊人数で除して、1人1泊当たりの割引前の旅行・宿泊代金を算出し、これを適用する。

（支援金の交付申請）

第4条 事業者が支援金の交付を受けるときは、以下の書類を知事に提出しなければならない。

2 交付申請書は次のとおりとする。提出期日は設けない。

- (1) 交付申請及び参加申込書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) いばらきアマビエちゃん宣誓書 ※旅行事業者は不要 ※(1)～(3)を各1部ずつ提出

3 交付申請及び参加申込書やその他書類の提出先は事務局とする。

いば旅あんしん割事務局

住所 〒310-0015 茨城県水戸市宮町2-4-33 小林ビル2階

電話 029-225-1016 FAX 029-231-7841

Mail: ibaraki-shukuhaku@or.knt.co.jp

(配分割当額の通知)

第5条 事務局は、第4条第2項の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容が当該事業の目的及び内容に照らし合わせて適正であるか等について審査の上、適正であると認めるときは、「配分割当額通知書」にて配分割当金の通知を行う。ただし、予約販売状況報告を事務局に定期的に行うこと。報告の結果、事務局は配分割当を変更することがある。

(申請内容の変更)

第6条 配分割当額通知後に、事業者が支援目的に変更をもたらす事業の実施内容を変更しようとする場合は変更申請書(様式第3号)を事務局に提出し、承認を受けなければならない。

(感染拡大による事業停止の取扱い)

第7条 国の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、分科会の提言においてレベル3以上と判断された場合または茨城県が停止と判断した場合は、本事業は停止する。

(実績報告)

第8条 事業者は、事務局の指定する報告期日までに販売実績報告書を事務局に提出すること。

2 販売実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

(1) 実績報告書(様式第5号)

(2) 実績内訳シート(様式第6号) ※表紙と内訳シート(複数枚)、すべてが必要

(3) 交付申請書兼請求書(様式第7号)

(4) 実績が証明できる書類(実績が確認できるもの。例えば予約記録、領収証、宿泊台帳、帳簿等コピー)

3 報告期日は次のとおりとし、報告方法は事務局に郵送または持参とする。

宿泊期間	令和4年1月14日～令和4年8月31日宿泊分
実績報告期日	当月末日締め、翌月10日締切(郵送必着)

4 前2項に定める場合のほか、事業者は県又は事務局からの求めに応じ、事業の実績を示す書類及びその他知事が必要と認める書類を事務局に提出しなければならない。

(支援金の支払い)

第9条 事務局は、前条による交付申請があった場合、申請内容を確認の上、審査を行う。審査後、適正な実績報告と認められた期日から30日以内に指定の口座に支払う。なお、事前の概算払いは行わない。

(支援金の交付条件)

第10条 事業者は当事業の経費について帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 茨城県、および事務局は必要に応じて対象事業者から報告を求めることができ、またその報告に対して調査することができる。

3 事務局は、対象事業者がこの要領の規定に違反した場合、および不正な申請を行った場合は、支援金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。この規定は支援金を交付した後でも適用する。

- 4 事務局は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消に係る部分に関し、その返還を命じるものとする。この命令を受けた対象事業者は、事務局が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。
- 5 事業者は当事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。
- 6 事業者は自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者であってはならない。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 7 事業者は、前号の（2）から（7）までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- 8 事業者は、「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」または「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」の遵守及び「いばらきアマビエちゃん（感染防止対策宣誓書）」を登録・館内掲示をすること。※いばらきアマビエちゃんは県外旅行事業者は不要

（不正利用の防止について）

第11条 事業者は不正利用防止のために、不正利用を排除するための措置を講じなければならない。

（費用の負担）

第12条 本要領に基づく手続き及び対象事業の実施に関し、事業者が不利益を被る場合にあっては、事務局は一切の費用を負担しないものとする。

（その他）

第13条 この要領に定めない事項が発生した場合、茨城県と事務局で協議のうえ、決定するものとする。

附則

この要項は令和4年5月20日から施行する。